

小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務概要 小坂井地域交流会館（仮称）設計業務委託

2. 目的

本業務は、小坂井地区公共施設再編整備基本計画に基づき、小坂井地区のまちづくり等の経緯や地域関係者の意向を踏まえつつ、施設の適切な管理・運営に資する空間づくり、子どもからお年寄りまで多世代が交流できる場を実現するための設計を行うことを目的とする。

3. 計画施設概要

- (1) 施設名称：小坂井地域交流会館（仮称）
- (2) 敷地の位置：豊川市小坂井町大堀10番地ほか
- (3) 施設機能：支所機能、生涯学習・コミュニティ機能、児童館機能、図書館機能

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地面積：約7,807㎡（図上求積）、約8,766㎡（公図求積）
 - b. 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率150%）
 - c. 防火地域・準防火地域：指定なし
 - d. 道路：南側 県道小坂井御津線（幅員12.8m～22m）※幅員16mで都市計画決定されています
東側 市道光道寺丈方線（幅員11.8m）
 - e. 水道：水道給水可能区域
 - f. 下水道：公共下水道区域
- (2) 施設の条件
 - a. 延べ面積：2,700㎡程度
 - b. 主要構造：本業務委託受託者と協議の上決定する。
 - c. 高さ：小坂井地区公共施設再編整備基本計画を踏まえ、2階をベースに検討し、周辺の街並みとの調和に留意すること
 - d. 駐車場：155台程度（現在の生涯学習会館や児童館が立地している場所を含む）
- (3) 建設の条件

- a. 想定事業費：約14億1千万円（解体工事、外構工事等を含む）
- b. 建設工期：平成31年4月頃（解体工事含む）～平成32年度完成予定

(4) 設計と条件の資料

- a. 小坂井地区公共施設再編整備基本計画を十分理解の上、業務を実施すること。
- b. 敷地測量や敷地内レベル、横断図等に係る測量業務は、別途市で実施する。
- c. 地盤調査報告書に係る調査業務は、別途市で実施する。
- d. 現地を十分確認の上業務に取り組むこと。ただし、現在、各種業務を行っているため、現地を確認する際は利用者の支障とならないよう留意すること。
- e. 関係法令を遵守し、関係機関と十分打合せを行うこと。
- f. コスト縮減を図り、環境に配慮したシステムを採用すること。
- g. 仮設計画は本業務とする。
- h. 備品・家具等の計画・レイアウト・積算業務は本業務に含む。
- i. 現段階で、建築・電気・機械・外構工事の発注方法が未定であるため、一体発注・分離発注した場合でも対応できるよう図面・数量の作成を行うこと。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年1月15日まで

- ・基本設計：契約締結日の翌日～平成30年2月28日
- ・実施設計：平成30年3月1日～平成31年1月15日

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という。）によるものとし、発注者と受注者の協議によって決定する。

1. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

(1) 業務実施体制

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。ただし、変更すべき事由が生じた場合においては、監督職員との協議によって決定する。

(2) プロポーザル時に提案された技術提案の内容

プロポーザル時に提案された技術提案の内容について、本業務の特記仕様書に反映する事項は、監督職員との協議によって決定する。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本設計

- 建築（意匠）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 小坂井庁舎（車庫、倉庫含む）、小坂井生涯学習会館、こごかい児童館、旧資料館の解体工事及び外構基本設計に関する業務
- 概算工事額の検討業務

(2) 実施設計

- 建築（意匠）実施設計に関する標準業務
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務
- 小坂井庁舎（車庫、倉庫含む）、小坂井生涯学習会館、こごかい児童館、旧資料館の解体工事及び外構実施設計に関する業務
- 概算工事額の検討業務
- 確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- 構造計算適合性判定に係る申請手続き業務（手数料の納付は含まない）

(3) 積算業務

（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成等）

- 建築積算
- 電気設備積算
- 機械設備積算
- その他積算

(4) その他

- 豊川市建築開発事業等に関する指導要綱に基づく事前協議申請手続き業務
- 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出等を含む）
- リサイクル計画書の作成
- 特定建築物環境配慮計画書の申請手続き業務及び計算書の作成
- 人にやさしい街づくり条例の申請手続き業務（適合証交付請求含む）
- 透視図作成（鳥瞰1点、外観1点、内観2点）
- 模型製作（縮尺（適宜））
- 概略工事工程表の作成
- コスト縮減対策として有効な方法の検討及び設計への反映等
- 小坂井連区役員会及び小坂井地区住民説明会等に必要な資料作成、及び出席
- 備品・家具等のレイアウト・リスト作成・積算業務、サイン計画
- その他、会議等に必要な資料の作成、及び出席

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づく。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づく。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づく。
- d. 設計と条件を変更することが生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

(2) 適用基準等

本業務は以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設的设计内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者が協議して決定する。

- a. 建築
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - 建築工事設計図書作成基準
 - 建築設計基準

- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- b. 建築積算
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - 建築工事見積書標準書式（建築工事編）
 - 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- c. 設備
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 建築設備計画基準（電気設備工事編）
 - 建築設備設計基準（機械設備工事編）
 - 雨水利用システム計画基準
- d. 設備積算
 - 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書作成要領（設備工事編）
 - 公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）
 - 営繕工事積算チェックマニュアル
 - 営繕工事積算チェックマニュアル
- (3) 貸与資料等
 - 現地測量図（別途調査完了後、貸与する）
 - 地盤調査報告書（別途調査完了後、貸与する）
- (4) 打ち合わせ及び記録
 - 打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。
 - a. 業務着手時
 - b. 監督職員又は総括責任者が必要と認めた時
- (5) 小坂井連区役員会及び小坂井地区住民説明会等
 - 市民自らが主体的に本施設の管理運営に関わることを目指すことから、住民等の意見を収集し、設計への反映等を検討する場として実施する、発注者、受注者及び地域住民や関係者等が出席する小坂井地区住民説明会への出席及び必

要な資料の作成を行う。

(6) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物提出場所

成果物の提出場所は、豊川市総務部財産管理課とする。

b. 成果物の取り扱いについて

本業務の成果物に係る著作権及び所有権については、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の通常の発表に使用すること等を妨げるものではない。

c. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者が協議し決定する。

4. 成果物

(1) 基本設計

		成果物等	形態	部数
1) 総合		○建築（意匠）基本設計図書 ①計画説明書 ②仕様説明書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図（各面） ⑩主要部詳細図 ⑪外構図	A 3	5 部
		○工事費概算書	A 4	2 部
2) 建築構造		○基本構造計画案 ①構造計画説明書 ②仕様説明書	A 3	5 部
		○工事費概算書	A 4	2 部
3) 設備	電気設備	○電気設備基本計画設計図書 ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書	A 3	5 部
		○工事費概算書	A 4	2 部
	給排水衛生設備	○給排水衛生設備基本計画設計図書 ①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書	A 3	5 部
		○工事費概算書	A 4	2 部

	空調換気設備	○空調換気設備基本計画設計図書 ①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ○工事費概算書	A 3 A 4	5部 2部
	昇降機等	○昇降機等基本計画設計図書 ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ○工事費概算書	A 3 A 4	5部 2部
4) その他		○透視図（鳥瞰・外観・内観） ○模型（中間時・完成時） ○小坂井連区役員会及び小坂井地区住民説明会等において必要となる資料 ○基本設計説明書12頁程度 ○基本設計説明書2頁程度（概要版）	適宜 適宜 適宜 A 4 A 1	2部 適宜 適宜 700部 5部
5) 資料		○各種技術資料 ○各記録書 ○各種データ ○原図	適宜 A 4 適宜 適宜	2部 2部 適宜 1部

- (注) : 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- : 建築構造の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
- : 設備の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
- : 「計画説明書」には、設計主旨、計画概要及び施設の維持・管理に関する記載を含む。
- : 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
- : 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他、確認申請に必要な図書 	A 4 適宜 適宜	2部 2部 適宜
4) 積算	<ul style="list-style-type: none"> ○建築積算 <ul style="list-style-type: none"> ①建築工事積算数量算出書 ②建築工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ⑥営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） ○電気設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ①電気設備工事積算数量算出書 ②電気設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 ○機械設備積算 <ul style="list-style-type: none"> ①機械設備工事積算数量算出書 ②機械設備工事積算数量調書 ③単価作成資料 ④見積書等関係資料 ⑤工事費内訳書 	A 4 A 4 A 4	2部 2部 2部
5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ○小坂井連区役員会及び小坂井地区住民説明会等において必要となる資料 ○実施設計説明書12頁程度 ○実施設計説明書2頁程度（概要版） ○リサイクル計画書 ○概略工事工程表 ○各種データ ○原図 	適宜 A 4 A 1 適宜 適宜 適宜 適宜	適宜 700部 5部 2部 2部 適宜 1部

- (注) : 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- : 建築構造の成果物は、総合の成果物の中に入れることができる。
- : 積算数量算出書の作成は、積算営繕システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。
- : 設計図は、適宜追加してよい。
- : 成果物は、監督職員の指示により、ファイル綴じ又は製本する。
- : 各種データは、監督職員の指示によるデータ形式により、CD又はDVDに保存し、提出する。